平成２９年（フ）第１８５号
大津市藤尾奥町15番17―205号
債務者　細井　美保
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９７号
滋賀県湖南市石部中央４丁目１番20―306号
債務者　満尾　貞二
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９８号
滋賀県湖南市石部中央４丁目１番20―306号
債務者　満尾　昭美
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０１号
滋賀県野洲市冨波甲62番地６
債務者　槇枝　幸子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１０号
滋賀県草津市笠山２丁目３番31―602号　セレーナ笠山
債務者　常田亜衣美（旧姓大槻）
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３０号
滋賀県守山市水保町1488番地14
債務者　上野志津枝
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７４８号
京都市上京区堀川通上立売下る北舟橋町866番地　今出川堀川団地812
債務者　谷口　雄二
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７４９号
京都市上京区堀川通上立売下る北舟橋町866番地　今出川堀川団地812
債務者　谷口摩美子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８０９号
京都市西京区嵐山谷ケ辻子町51番地　ヴェルフィオーレ　103号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘東１丁目８番１―105号
債務者　吉本　隆史
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２号
和歌山県日高郡日高町大字萩原879番地の５すみれマンション　２号、前住所和歌山県日高郡美浜町大字和田1138番地の242
債務者　鎌田　幸夏
1　決定年月日時　平成29年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２９年（フ）第８２号
鳥取県鳥取市吉岡温泉町139番地の６
債務者　垣本　妙子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５４１号
広島市西区己斐上２丁目71番20―302号
債務者　石本憲司郎
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５５２号
広島県東広島市西条町寺家5409番地４　メゾン・ブリーズ201号
債務者　山内理紗子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１００２号
福岡市東区原田１丁目41番12号
債務者　古賀　清次
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０６３号
福岡県大野城市筒井４丁目16番23号
債務者　石丸　和也
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１０８号
福岡市東区名子３丁目10番16号
債務者　佐伯　奈美
1　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部